

園芸関連支援事業紹介

阿賀野市で策定されている園芸に係る支援事業です。
利用するには事前にご連絡をお願いいたします。

園芸ハウスリニューアル事業 H31 新規事業

- ・事業概要：施設園芸の定着・拡大を図るため、施設園芸ハウス更新時に必要な経費を支援する。
- ・補助対象：園芸ハウス本体及び附帯設備の更新に係る経費
- ・補助額：補助対象経費の 1/2 以内
(事業費が 20 万円を超えるもので、補助限度額 50 万円)
- ・要件：保険に加入している園芸ハウスで、
野菜等の生産・販売に取り組む農業者等

施設園芸ハウス生産拡大事業

- ・事業概要：県単事業を活用して園芸施設を整備又は借り受ける農業者に対し、経費の一部を助成する。
- ・補助額：【農業法人等】
施設整備を行う場合、県補助金を除いた整備費の 1/2 以内
【個人農家】
施設の借受者となる場合、リース料又は利用料の 1/2 以内
(5 年を限度とする)

園芸振興等推進事業（園芸作物価格安定事業）

- ・事業概要：対象園芸作物の著しい価格低落時に補給金を交付する。
- ・対象品目：生しいたけ、さといも、えだまめ、アスパラガス、そらまめ、なす、たまねぎ、ほうれんそう、こまつな、カリフラワー、いちご、ミニトマト、ばれいしょ、オクラ
- ・補助対象：販売価格が月次、品目ごとに定められた基準額より下回った場合、販売価格と基準額との差額を支援する。
- ・要件：市場出荷販売

育苗ハウス集約化・園芸導入支援事業

- ・事業概要：増設する水稻育苗ハウスの整備費を補助する。
- ・要件：①水稻作付面積 20ha 以上の水稻育苗を集約すること。
例-1：既存作付面積 7ha+拡大面積 13ha=集約面積 20ha
例-2：既存作付面積 35ha+拡大面積 5ha+育苗作業委託 5ha
=集約面積 45ha
②補助対象となったハウスの空き期間で園芸導入を 3 年以上実施し販売すること
例：いちじく、オータムポエム、トマト、ブドウなど
- ・補助額：整備費用の 1/3 以内（補助限度額 100 万円）



詳細は
農林課まで！

★ＪＡ・農林課・普及センターでは、さまざまな品目の栽培指導や支援を行うなど、園芸生産をサポートしています。
ご興味がある方は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】	○ＪＡ北蒲みなみ 営農センター（樋口・小林）	TEL62-2235
	○ＪＡささかみ 本所営農課（石山・早川）	TEL25-7252
	○新発田農業普及指導センター（野菜）	TEL0254-26-9156
	○〃（花・果樹）	TEL0254-26-9155
	○阿賀野市農林課農林振興係（直通）	TEL61-2478